

freee株式会社

Code:4478



第10期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年9月29日(木曜日)
午前10時 受付開始:午前9時30分

開催場所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー
当社本店19F会議室 asobiba
(当社は2022年8月に本社移転をしましたので、ご来場される場合は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

目次	株主の皆さまへ	P3
	第10期定時株主総会招集ご通知	P4
	株主総会参考書類	P13
	事業報告	P19
	計算書類	P29
	監査報告	P31



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます

<https://s.srdb.jp/4478/>



スモールビジネスひとすじ10年。さらに自由な経営へ。

freeは「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、2012年7月の創業以来、一貫してスモールビジネスの皆さまの生産性向上に寄与するサービスを提供しており、2022年6月末時点で約38万のスモールビジネスの皆さま⁽¹⁾にご利用頂いております。

今後も、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」を目指して、スモールビジネスの皆さまを後押しするサービスを提供してまいります。



※ (1) 2022年6月末時点の有料課金ユーザー企業数。

有料課金ユーザー企業数には個人事業主を含む。また、Mikatus株式会社を除くfreeグループ全体で集計。



株主の皆さまには、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、テクノロジーを活用することで、中小・零細企業が創造的な活動にフォーカスできるようにしたいという思いを胸に2012年にfreeeを創業し、「クラウド会計ソフトfreee（現freee会計）」をリリースいたしました。

私たちは「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、スモールビジネス向けの統合型クラウドERP（統合業務システム）のサービス提供を続けてまいりました。私たちのコンセプトにご賛同いただいた多くの皆さまに支えられ、当社は本事業年度にて第10期を迎えました。

創業から10年で、当社グループのサービスは約38万のお客さまにご愛顧いただいております。また、従業員数もグループで900名を超えるまでに成長し、本年8月に当社のオフィスも五反田から大崎の新オフィスに移転し、拡大する運びとなりました。

改めて、株主様やユーザー様、お取引先様をはじめとするすべての皆さまの日頃のご支援に心より感謝申し上げます。

さらに多くの皆さまが、起業やビジネスを育てていくことを、もっと魅力的で気軽な行為に感じていただけるように、また、個人事業や中小企業などスモールビジネスに携わるすべての方が自分らしく自信をもって経営できるように、引き続き「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の構築に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいります。

引き続きご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

freee株式会社 共同創業者 兼 CEO
佐々木 大輔

証券コード 4478

2022年9月9日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

フ リ ー 株 式 会 社

代表取締役 佐々木 大輔

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止や株主様と当社役職員の安全確保の観点から、書面又はインターネットにより事前に議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付ください。インターネットによる議決権行使につきましては11・12ページをご参照ください。

なお、会場にご来場いただかなくとも、株主様専用ウェブサイトにて会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能です。また、本総会会場はソーシャルディスタンスを保つべく、ご来場いただける株主様の人数を制限させていただきます。開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は事前登録が必要となります。ライブ配信のご視聴方法やご来場の事前登録方法については7～10ページをご参照ください。

敬 具

記

1. 開催日時 2022年9月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー
当社本店19F会議室 asobiba
(当社は、2022年8月に本社移転をいたしましたので、ご来場される場合は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

〈新型コロナウイルス感染拡大防止対策について〉

- ※ 1. 本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内の座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。
- ※ 2. 株主総会当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場される場合につきましても、感染拡大防止の観点から座席数を制限し、株主様による事前登録制（先着順）とさせていただきます。また、株主総会の様子はご自宅等からリアルタイムで株主様専用ウェブサイトよりご視聴いただけますのでぜひご活用ください。
- ※ 3. 株主総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、会場入口で検温を実施させていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ※ 4. 今後の感染拡大状況により、感染拡大防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告
 - 企業集団の現況に関する事項
 - 財産及び損益の状況
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先の状況
 - 株式に関する事項
 - 新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
 - 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
 - 監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

ライブ配信／事前質問・来場事前登録の受付に関するご案内

本株主総会では、株主総会会場（以下「会場」）に来場されなくてもインターネットを用いてご自宅等から株主総会の様子をご視聴いただけるよう、ライブ配信を実施いたします。

会場における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、ライブ配信のご活用を推奨いたします。ライブ配信のご視聴方法、その他事前質問の受付や来場される場合の事前登録方法等について下記事項をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

記

1. ライブ配信のご視聴に関するご案内

- (1) IDとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」にてライブ配信を視聴することができます。
- (2) ライブ配信のご視聴による参加は、会社法上、株主総会への出席には当たらないため、議決権行使や質問等の権利行使はできませんが、ご視聴いただきながらコメントを送信することができます。
- (3) コメントは株主の皆さまのご関心が特に高い事項について株主総会当日に回答いたします。
- (4) 前項においてコメントが以下の内容の場合は、回答いたしかねます。
 - ①株主総会の目的事項に該当しない場合
 - ②個人のプライバシー侵害や誹謗中傷する内容
 - ③コメントの趣旨が不明の場合
 - ④後記「3. (3)」を順守しない場合
 - ⑤前各号の他、法令に抵触する事項や不適切と思われる内容

2. 株主様専用ウェブサイトへのアクセス情報

(1) ID及びパスワード

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（議決権行使書用紙に記載の株主様の郵便番号7桁の半角数字）

(2) 株主様専用ウェブサイト

アドレス <https://4478.ksoukai.jp>



3. ライブ配信のご視聴方法

(1) ライブ配信を視聴される株主様は、前記「2.」に記載のIDとパスワードを「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。

(2) ライブ配信を視聴される場合、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので2022年9月28日（水曜日）午後6時30分までに書面又はインターネットにより議決権を行使してください。

(3) コメントは、お一人様1回まで、200文字以内としてください。

(4) コメントは、日本語に限定させていただきます。

4. 事前質問の受付についてのご案内

ご質問は、招集通知5ページ記載の株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆さまのご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、回答をお約束したり、個別に回答をご連絡することはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【受付期間】

2022年9月7日（水）午前0時00分から2022年9月21日（水）午後6時30分まで

【受付方法】

- ・「株主様専用ウェブサイト」より、前記「2.」に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。
- ・ログイン後、「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

※受付期間外になりますと事前質問の投稿はできなくなります。受付期間内にお早めの送信をお願いいたします。

※送信回数はお一人様1回まで、文字数は200文字以内での送信をお願いします。

5. 会場ご来場の事前登録についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場へご来場いただける株主様の人数を制限させていただきます。ご来場を希望される場合は、事前登録が必要となります。

【受付期間】

2022年9月15日（木）午前9時00分から2022年9月22日（木）午後6時30分まで

【登録方法】

- ・「株主様専用ウェブサイト」より、前記「2.」に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。
- ・株主様専用ページにて、「参加を申し込む」ボタンを押してください。
- ・「出席申し込み」のページに遷移しますので、「会場出席」を選択し、「申し込む」ボタンを押してください。

※事前登録は上限人数（20名）に達し次第締め切らせていただきます。

※事前登録をされていない株主様は、会場への入場をお断りいたします。

6. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合があります。
- (2) 会場後方からの撮影とし、会場にてご出席される株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ライブ配信のご視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (4) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねます。
- (5) ライブ配信をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2022年6月30日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- (6) ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により配信できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。
- (7) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、本株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) においてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

7. 当日のお問い合わせ先

ライブ配信に関して、専用のコールセンターを用意いたしますので、配信が見られない等のお問い合わせにつきましては、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：株式会社ブイキューブ 03-4266-8807

受付時間：2022年9月29日（木曜日）午前9時30分から株主総会終了まで

以 上

インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法



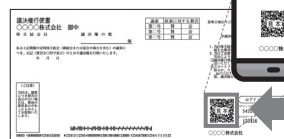
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❗ 以下の方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に
記載の「ログイン用QRコード」を読み取る
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書用紙副票（右側）



「ログイン用QRコード」は
こちら

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
次頁に記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

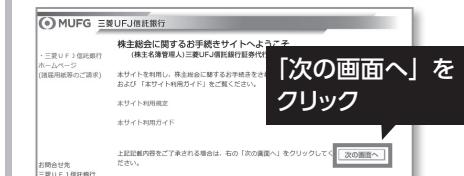
議決権行使期限

2022年9月28日(水曜日)午後6時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法



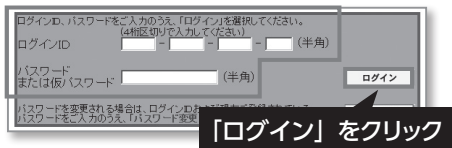
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



議決権行使に関するよくあるご質問

- Q 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか？
- A インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- Q インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、全て有効ですか？
- A 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

1. 提案の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。以下「バーチャルオンリー株主総会」という。)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります(変更案第15条)。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置に関する附則を設けるものであります。

【ご参考】

- (1) 当社は2021年9月29日開催の第9期定時株主総会について、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)附則第3条第1項に基づき、バーチャルオンリー株主総会として開催しております。第8期定時株主総会(物理的な会場を設けた株主総会)と比較し、第9期定時株主総会においては、遠方にお住まいの株主様にもオンラインにてご出席いただき、株主様のご参加地域が広がる結果となりました。
- (2) バーチャルオンリー株主総会を活用する場合には、産業競争力強化法の定めにより、「株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当すること」について、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けることが必要となるところ、当社は2021年8月2日付で両大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結時に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="359 238 535 263">第8章 附 則</p> <p data-bbox="414 305 480 329">(新設)</p>	<p data-bbox="964 238 1140 263">第8章 附 則</p> <p data-bbox="774 305 1251 329">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="759 341 1339 538"><u>第45条</u> 定款第15条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="819 550 1339 644">2 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1	さ さ き 佐々木	だい すけ 大輔	(1980年9月18日生)	再任	■所有する当社の株式数 11,080,717株
----------	---------------------	--------------------	---------------	----	-------------------------

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

<p>2004年4月 (株)博報堂入社</p> <p>2006年7月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン(株)入社</p> <p>2007年5月 (株)ALBERT入社</p> <p>2008年5月 グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社</p> <p>2012年7月 当社設立 代表取締役CEO (現任)</p> <p>2018年10月 フリーファイナンスラボ(株) 取締役 (現任)</p>	<p>2020年4月 国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員 (現任)</p> <p>2021年4月 (株)サイトビジット (現 フリーサイン(株)) 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職)</p> <p>フリーファイナンスラボ(株) 取締役</p> <p>(株)サイトビジット (現 フリーサイン(株)) 取締役</p> <p>国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員</p>
---	--

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

佐々木大輔氏は、2012年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後は、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループの企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

とうご
東後

すみと
澄人

(1981年3月19日生)

再任

■所有する当社の株式数

920,819株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 McKinsey & Company Inc. Japan入社
2010年2月 グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社
2013年7月 当社入社
2013年9月 当社取締役

2018年6月 当社取締役CFO (現任)
2020年3月 フリービズ(株) 代表取締役
2020年4月 ウェルスナビ(株) 社外取締役 (現任)

(重要な兼職)

ウェルスナビ(株) 社外取締役

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

東後澄人氏は、2013年に当社取締役に就任して以来、当社の取締役として経営に関与し、CFO就任後は、当社の財務戦略を統括し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

3

よこじ
横路

りゅう
隆

(1984年8月24日生)

再任

■所有する当社の株式数

2,038,717株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
2012年7月 当社設立 取締役
2015年9月 当社執行役員CTO

2021年9月 当社取締役CTO (現任)

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

横路隆氏は、2012年の当社設立以来、共同創業者としてプロダクト開発を牽引し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

ユミ ホサカ クラーク (1969年12月29日生) ■所有する当社の株式数

再任

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年5月	Navteq 入社	2018年6月	ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株) プロダクト&ソリューション日本本部長
1997年6月	Autodesk, Inc. 入社	2018年9月	(株)Paidy 社外取締役
1999年8月	eCIRCLES.com 入社	2021年3月	Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長 (現任)
2000年9月	Adobe Systems, Inc. 入社	2021年9月	当社社外取締役 (現任)
2003年1月	PayPal, Inc. 入社		
2005年3月	eBay, Incorporated 投資買収本部ビジネスオペレーション部長		
2007年11月	Intuit, Incorporated ペイメント本部開発部長		
2015年1月	Capital One, Incorporated コンシューマ資金移動本部長、スモールビジネス新規プロダクト開発本部長		

(重要な兼職)

Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長

■社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

ユミ ホサカ クラーク氏は、海外フィンテック企業の大要職を歴任しており、伝統的な金融ネットワークと最新のアプリをつなぐ開発や開発後のスケールアップについて、豊富な経験を有しております。また、スモールビジネスセグメントに対するビジネス経験や、投資・企業買収に関する経験も豊富であることから、客観的かつグローバルな視点での、当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ユミ ホサカ クラーク氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出しており、本議案が承認可決された場合、届出を継続する予定であります。
3. 当社はユミ ホサカ クラーク氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. ユミ ホサカ クラーク氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. ユミ ホサカ クラーク氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、スモールビジネス（注1）向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAM（注2）について、合計で約1.2兆円（注3）と推計しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人以下の中小企業及び個人事業主のうちクラウド会計ソフトの普及率は26.3%に留まるなど（注4）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

当連結会計年度においては、当社グループは、ミッションの実現に向けて、主要サービスである「freee会計」及び「freee人事労務」の機能改善に向けた開発投資を実施しました。より多くのMidセグメント（注5）顧客にご利用いただけるよう、固定資産管理機能や請求書自動処理機能の強化を行ったほか、サービスを導入しやすくなるよう「freee経費精算」と「freee勤怠管理Plus」をリリースしました。さらに、Midセグメントを中心とした顧客の成長資金ニーズに対応すべく、「freeeカード Unlimited」をリリースいたしました。また、スモールビジネスにおいて最も重要なパートナーである会計事務所ネットワークの強化を図るため、会計事務所向けのクラウド税務・会計・給与システムA-SaaS（エーサース）を提供しているMikatus株式会社を子会社化しました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度末におけるプラットフォーム事業（注6）のARR（注7）は前連結会計年度末比33.6%増の15,057百万円、有料課金ユーザー企業数（注8）は同29.4%増の379,404件、ARPU（注9）は同3.3%増の39,686円、当連結会計年度における同事業の売上高は前連結会計年度比36.4%増の13,987百万円、調整後営業損失（注10）は2,343百万円（前連結会計年度は2,301百万円）となりました。なお、当連結会計年度に実施したM&A（Mikatus株式会社のARRは715百万円）考慮後のARRは15,772百万円となります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比40.2%増の14,380百万円、調整後営業損失は2,250百万円（前連結会計年度は2,301百万円）、営業損失は3,042百万円（同2,441百万円）、経常損失は3,085百万円（同2,719百万円）となりました。また、2022年8月12日に公表している「中長期経営戦略の公表及びそれに基づく特別損失の計上について」に記載のとおり、減損損失9,088百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は11,609百万円（同2,756百万円）となりました。

ARR、有料課金ユーザー企業数及びARPU推移

	2018年6月期末	2019年6月期末	2020年6月期末	2021年6月期末	2022年6月期末
ARR (百万円)	2,986	5,273	7,898	11,268	15,057
有料課金ユーザー企業数 (件)	115,808	160,132	224,106	293,296	379,404
ARPU (円)	25,786	32,930	35,246	38,419	39,686

- (注) 1. 「スモールビジネス」とは、個人事業主と従業員が1,000名以下の法人を指す。
2. TAM：Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本書発送日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではありません。スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMは、一定の前提の下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記3.に記載の計算方法により、当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるため、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性があります。
3. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「freee会計」及び「freee人事労務」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。（「freee会計」及び「freee人事労務」の全潜在ユーザー企業数の従業員規模別法人数（国税庁2019年調査、総務省2016年6月経済センサス活動調査）×従業員規模別の「freee会計」及び「freee人事労務」の年間課金額）+（従業員規模別の想定平均従業員数（総務省2017年労働力調査）×1ID当たりの年間課金額）
4. International Data Corporation (IDC) 「Worldwide Public Cloud Services Spending Guide Software Add On: V2 2022」
5. 従業員が20名以上1,000名未満の法人
6. 当社グループの事業全体から、連結子会社である株式会社サイトビジット(現 フリーサイン株式会社)の提供する「資格スクエア」事業（2021年12月に売却）を除いたもの
7. ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）
8. 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す。
9. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1有料課金ユーザー企業当たりの平均単価。各四半期末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出
10. 調整後営業利益：営業利益+株式報酬費用+M&Aにより生じた無形資産の償却費用+その他一時費用

(2) 設備投資についての状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は2,066百万円（建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定を含む）であり、主な内容はオフィス移転に伴う設備投資によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達等についての状況

該当する事項はございません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はございません。

(5) 対処すべき課題

① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.2兆円と推定（注）しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人以下の中小企業のうちクラウド会計ソフトの普及率は26.3%に留まるなど（注）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

（注）前記「(1) 事業の経過及びその成果」を参照

② 組織体制の整備

当社グループの継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「freee会計」や「freee人事労務」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、2022年6月期は営業損失を計上しております。

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社グループでは、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として顧客生涯価値（LTV）（注1）と顧客獲得コスト（CAC）（注2）のバランス（LTV/CAC）が重要な指標となるため、当社グループではこれを最重要の指標として顧客獲得活動における投資判断をしております。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

今後も、投資効率指標であるLTV/CAC等に配慮しながら、サービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

- (注) 1. LTV：Life Time Valueの略称。顧客から契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、契約期間×MRR×売上総利益率によって算出
2. CAC：Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当

2. 会社役員に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐々木 大 輔	CEO フリーファイナンスラボ株式会社 取締役 国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員 株式会社サイトビジット 取締役
取 締 役	東 後 澄 人	CFO フリービズ株式会社 代表取締役 ウェルスナビ株式会社 社外取締役
取 締 役	横 路 隆	CTO
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長
社外取締役 (常勤監査等委員)	内 藤 陽 子	フリーファイナンスラボ株式会社 監査役 株式会社サイトビジット 監査役
社外取締役 (監査等委員)	川 合 純 一	グーグル合同会社 マネジングディレクター
社外取締役 (監査等委員)	浅 田 慎 二	One Capital株式会社 代表取締役CEO 株式会社スマレジ 社外取締役 projection-ai株式会社 代表取締役 スタリク株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員である内藤陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の報酬の決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。その概要は下記のとおりです。

決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、外部機関による調査をもとに、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

基本報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）としております。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内としております。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬

a. 業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とするほか、業績連動条件（株価評価）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU」という。）を導入し、原則として、基本報酬及び次に定める譲渡制限付株式報酬とは別枠で設定しております。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年12,000株以内としております。

PSUの内容は、各年の定時株主総会の日の属する月の翌月から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率と東証株価指数を構成する各銘柄との比較に応じて算定する数の当社普通株式を交付します。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定しております。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計としております。

b. 譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付し、原則として、基本報酬及び業績連動型株式報酬とは別枠で設定し、各年の定時株主総会后に、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき交付しております。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならないこととしております。

①監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内としております。

②監査等委員である取締役

報酬総額の上限を年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内としております。

譲渡制限付株式報酬は原則として毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定めます。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得します。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、譲渡制限付株式の払込期日から第2期の次の期（以下「第3期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。（※第3期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった場合には本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。）

c. その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決めます。

決定方法

当社における個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の個別の報酬については、取締役会で個別の金額を開示した上で決議するものとし、取締役会に付議する当該議案については、事前に社外取締役に相談のうえ上程しなければならないこととしております。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していること並びに監査等委員会及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額6,000万円以内、業績連動型株報酬について年額6,000万円以内（合計年額1億2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において社外取締役分も含めて年額2,000万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額1,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
				業績連動型株式	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く）	8名	67,421千円	59,284千円	3,015千円	5,122千円
（うち、社外取締役）	3名	5,700千円	5,700千円	- 千円	- 千円
取締役（監査等委員）	3名	16,358千円	12,150千円	- 千円	4,208千円
（うち、社外取締役）	3名	16,358千円	12,150千円	- 千円	4,208千円
監査役	3名	2,427千円	2,427千円	- 千円	- 千円
（うち、社外監査役）	3名	2,427千円	2,427千円	- 千円	- 千円
合計	14名	86,207千円	73,861千円	3,015千円	9,331千円

- (注) 1. 当社は2021年9月29日開催の第9期定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 非金銭報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
 4. 業績連動報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、評価期間における当社株主総利回り（以下、「TSR」）と東証株価指数（以下、「TOPIX」）を構成する全銘柄にかかるTSRとの比較に応じて算出される業績目標達成度であり、当該業績指標を選定した理由は、当該報酬に市場の評価を反映し株主との利害共有度を高め、中長期的な

企業価値向上に向けた取り組みを進めることができると判断したからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は次のとおりです。

・交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合

・基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて決定

・株式交付割合：

- ① 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント未満の場合：0%
- ② 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント以上75パーセント未満の場合：50%
- ③ 当社TSRがTOPIX全銘柄の75パーセント以上95パーセント未満の場合：100%
- ④ 当社TSRがTOPIX全銘柄の95パーセント以上の場合：150%

本報酬は業績指標に係る評価期間を3年間、初回の評価期間を2021年10月から2024年9月としておりますので、当事業年度における業績指標の実績はありません。上表中の「業績連動型株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

5. 上記の員数及び報酬額には、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。なお、社外取締役の2名は、監査等委員である社外取締役に就任しております。
6. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。なお、社外監査役の1名は、監査等委員である社外取締役に就任しております。
7. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は600千円です。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,186,226	流動負債	9,314,989
現金及び預金	41,444,046	未払金	1,775,644
売掛金	1,565,234	未払費用	1,218,289
前払費用	827,514	未払法人税等	167,983
その他	362,409	前受収益	5,951,937
貸倒引当金	△12,978	賞与引当金	79,115
固定資産	2,294,207	その他	122,018
有形固定資産	－	固定負債	658,934
建物附属設備	110,573	株式報酬引当金	11,248
減価償却累計額	△110,573	関係会社事業損失引当金	637,686
建物附属設備（純額）	－	長期未払金	10,000
工具、器具及び備品	274,394	負債合計	9,973,923
減価償却累計額	△274,394	(純資産の部)	
工具、器具及び備品（純額）	－	株主資本	36,225,833
投資その他の資産	2,294,207	資本金	24,724,300
投資有価証券	518,939	資本剰余金	40,630,339
関係会社株式	254,732	資本準備金	32,672,510
敷金及び保証金	1,004,374	その他資本剰余金	7,957,829
関係会社長期貸付金	1,077,200	利益剰余金	△29,128,806
その他	147,003	その他利益剰余金	△29,128,806
貸倒引当金	△708,042	繰越利益剰余金	△29,128,806
資産合計	46,480,433	評価・換算差額等	3,514
		その他有価証券評価差額金	3,514
		新株予約権	277,161
		純資産合計	36,506,510
		負債純資産合計	46,480,433

損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,517,521
売上原価		2,612,915
売上総利益		10,904,606
販売費及び一般管理費		12,528,874
営業損失		1,624,268
営業外収益		
受取利息	2,228	
講演料等収入	303	
経営指導料	331	
その他	784	3,646
営業外費用		
株式交付費	1,730	
匿名組合投資損失	481	
投資事業組合運用損	5,372	
為替差損	26,322	
譲渡制限付株式報酬償却損	11,673	45,580
経常損失		1,666,202
特別利益		
新株予約権戻入益	73	73
特別損失		
固定資産除却損	2,650	
減損損失	3,264,679	
関係会社事業損失引当金繰入額	637,686	
貸倒引当金繰入額	699,047	
抱合せ株式消滅差損	3,819	
関係会社株式評価損	5,245,390	9,853,274
税引前当期純損失		11,519,403
法人税、住民税及び事業税	8,423	8,423
当期純損失		11,527,826

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有吉 真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリー株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月26日

フリー株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員内 藤 陽 子 ㊟

社外監査等委員 川 合 純 一 ㊟

社外監査等委員 浅 田 慎 二 ㊟

(注) 常勤監査等委員内藤陽子、監査等委員川合純一及び監査等委員浅田慎二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎
セントラルタワー
当社本店19F会議室 asobiba

交通のご案内

JR山手線・りんかい線
「大崎」駅下車
北改札口を出て東口より徒歩約3分

※駐車場のご用意はございませんので、お車で
のご来場はご遠慮ください。

